

第9章 計画の推進と評価

1 市民・地域・行政等の連携

高齢者福祉の取組を推進する上で、住民・関係団体等の理解と参加が不可欠です。

この計画の実施状況等に係る情報を市民に分かりやすく周知し、情報を共有することで、広く意見や提言をしやすい環境づくりに努め、市民の参加と協力が得られる体制の整備と、活動者・団体との連携を図ります。

2 市民意識の啓発と地域福祉の推進

高齢者が社会の進展に寄与してきたことを次代に受け継いでいくという、人間社会の世代の流れを認識した上で、誰でもいずれは直面する共通の問題となるよう意識の啓発を図ります。

また、地域の将来を担う子どもたちが福祉について正しく理解するための福祉教育や、地域の人々が福祉に対する意識を高め、福祉活動に積極的に参画するように、地域福祉の理念に基づき、地域全体で社会福祉を支えていく仕組みの構築を目指します。

3 推進体制の整備

高齢者福祉に関する施策は、様々な分野にわたるものであるため、推進にあたっては、全庁的な体制のもとに、年度ごとに施策・事業の実施状況を把握するとともに、評価・再調整などの継続的な取組を行います。

また、今後の社会・経済情勢や国・県の動向の変化に的確かつ柔軟に対応するためにも、必要に応じ計画内容の見直しなどを含めた検討も行います。

4 計画の点検・評価体制の整備

(1) 西条市介護保険運営協議会

西条市の介護保険事業の運営が円滑に推進されているかを評価する機関として設置します。被保険者やサービス提供者、公益などを代表する方々により構成され、以下の項目について評価などを行うものです。

- ◆介護保険の保険者としての制度運営についての評価
- ◆介護保険対象サービスの提供の状況についての質的・量的な評価
- ◆市とサービス提供事業者との連携や提供事業者間の連携についての評価
- ◆住民、利用者の満足度、意向から見た評価

(2) 地域包括支援センター運営協議会

地域包括支援センターの包括的支援事業の円滑な実施・センターの中立性・公平性、人材確保が図られるようにするため、運営協議会を設置し体制を整備していきます。介護保険サービス事業者、関係団体、利用者、被保険者等の代表者で構成され、以下の機能を有します。

- ◆地域包括支援センターの設置に関すること
- ◆地域包括支援センターの運営に関すること
- ◆センター職員の確保に関すること
- ◆その他の地域包括ケアに関すること

(3) PDCAサイクルによる進行管理と評価・点検

計画に基づき施策の実現が図れるよう、定期的に事業の達成状況を把握し、PDCAサイクルに従い進行管理を行うとともに、目標量などを設定している事業はその達成状況について評価を行います。

▼PDCAサイクルのプロセスのイメージ

